

## 地球温暖化対策おおいた市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における地球温暖化対策に関する取組を市民及び事業者と協働して推進するため、地球温暖化対策おおいた市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策に係る具体的な実践活動の推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に係る普及啓発に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る情報の把握及び交換に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 市民会議は、委員45人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

### (参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、2年以内で市長が定める期間を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に委員以外の者

の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について具体的な検討を行うため、市民会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者を部会員として組織する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第8条 委員(第3条第2項第4号に規定する委員を除く。)に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。ただし、第7条の改正規定(同条ただし書を削る部分に限る。)は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。